ヒアリング（意見交換）のための事前提出資料

資料番号 １-３

労働委員会

１　ひと月あたりの平均活動日数及び主な活動内容（H22.4～H23.3）



　　※あわせて、H20年度から3年間の委員会議等の開催実績についてご記入ください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 期間 | 開催回数 | 備　　　考 |
| H20年度 | ６３６回 | 総会22回・公益委員会議24回  調査331回・審問138回・和解57回・あっせん64回 |
| H21年度 | ７０３回 | 総会24回・公益委員会議24回  調査328回・審問159回・和解73回・あっせん95回 |
| H22年度 | ６６２回 | 総会22回・公益委員会議24回  調査376回・審問133回・和解51回・あっせん56回 |

　　　　　　　　　　　　　　＊調査・審問・和解・あっせんは、公労使各1名の委員が担当する会議

２　活動日数以外での委員の業務量について客観的なデータがありましたら、ご記入ください。

　　（例.不服申立ての審査件数、許認可や行政処分の件数など）【H20～22年度実績】

|  |
| --- |
| * 不当労働行為の審査（審査事件）   　・労働組合からの申立てにより、労働組合法第7条に定める不当労働行為が行われたか否かについて、調査・審問を経て判断を行う。その過程において必要に応じて和解も行う。  ・公益委員≪審査委員≫はいわば裁判官であり、労使委員は和解に向けての調整を行う。  ◎大阪府労働委員会の件数等    ◎主な都道府県との比較(事件数等)    （＊平成22年度分の全国のデータは集計中）  　　  　　  ・府県別に21年度の業務実績構成比をみると、新規申立件数、係属件数、終結件数はそれぞれ東京都が31％・43％・22％、次いで大阪府が23％・18％・27％と最高レベルにあり、その他の府県は極めてわずかである。また、命令については、大阪府36％、東京都14％、その他の府県は50％である。  ・一方、委員一人当たりの新規申立件数は、東京3.1件、大阪2.7件、「その他」（39県平均）0.1件となっており、東京・大阪と「その他」の委員の業務量には大きな差がある。   * 労働争議の調整（調整事件）   ・新規申請・終結件数ともに全国の10％を占めている。  ・公労使委員が当事者の事情をよく聞き、あっせん案を提示することなどにより、労使紛争の解決を援助する。  ○新規申請件数　　　　　　　　　　　 ○終結件数    　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（＊平成22年度分の全国のデータは集計中） |

３　委員であることによる日常生活への影響について

　　（例．間接的ではあるが、具体的な影響など）

|  |
| --- |
| ○本来業務への影響  ・１つの審査事件について、公労使３名の委員が担当するが、①事件処理に約400日（過去3年間平均）と長期間を要すること、②各委員は常時７件程度の事件を同時並行的に処理していることから、一時期に事件処理業務が集中し、本来の業務が制限されることがある。  ・そうした場合、委員によっては本来業務を代替させるため、新たに事務所職員を雇用することがある。また、休日を委員会業務に充てているため、過重労働となっているケースもある。  ○高度な専門性向上のための研鑽  ・委員は、専門家が任命されるとはいえ、委員就任時から一定期間は、労働法の専門的知識を体系的に習得する必要があり、また、常に個別事件の審査にあたって、判例・実例などの情報収集を行うなどの努力が必要とされる。  ○個別相談への対応（労使委員）  ・労使委員は、労働委員会委員の身分を有していることにより、企業及び労働組合等から、担当する審査事件や調整事件とは直接関わりのない個別相談が増え、その対応に時間を費やすことがある。  ○その他  ・委員は、議事進行に不満を持つ当事者から個人名をあげて批判を受けるなど、精神的な負担を強いられるケースがある。（ホームページへの掲載、ビラの配付等） |

４　その他

　　　特に記載すべき事項がありましたら、ご記入ください。

|  |
| --- |
| ○大阪府労働委員会は、複雑・多様化する労使関係に係る審査事件を数多く取り扱い、「使用  者性」や「労働者性」等について、先進的な命令を発している。（最高裁判例で維持されてい  る例がある。）  ○労働委員会は、一般的な行政委員会とは異なり、準司法的な役割を担っており、審査事件  の場合、委員一人当たり常時７件程度を担当し、公益委員会議（合議制）で最終的な判定を行うまでの間、長期間にわたり、連続的に、各委員が自らの責任で判断しながら業務を進めているものである。  こうした業務実態からみて、労働委員会委員の労働対価の算出を日単位のみで行うことは必ずしも適切でないと考えられる。 |